

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）説明会

日時：令和元年12月17日 午後3時

会場：木更津市民総合福祉会館 市民ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 訪問型サービスAの概要説明

4 質疑応答

5 閉 会

訪問型サービスAの創設について

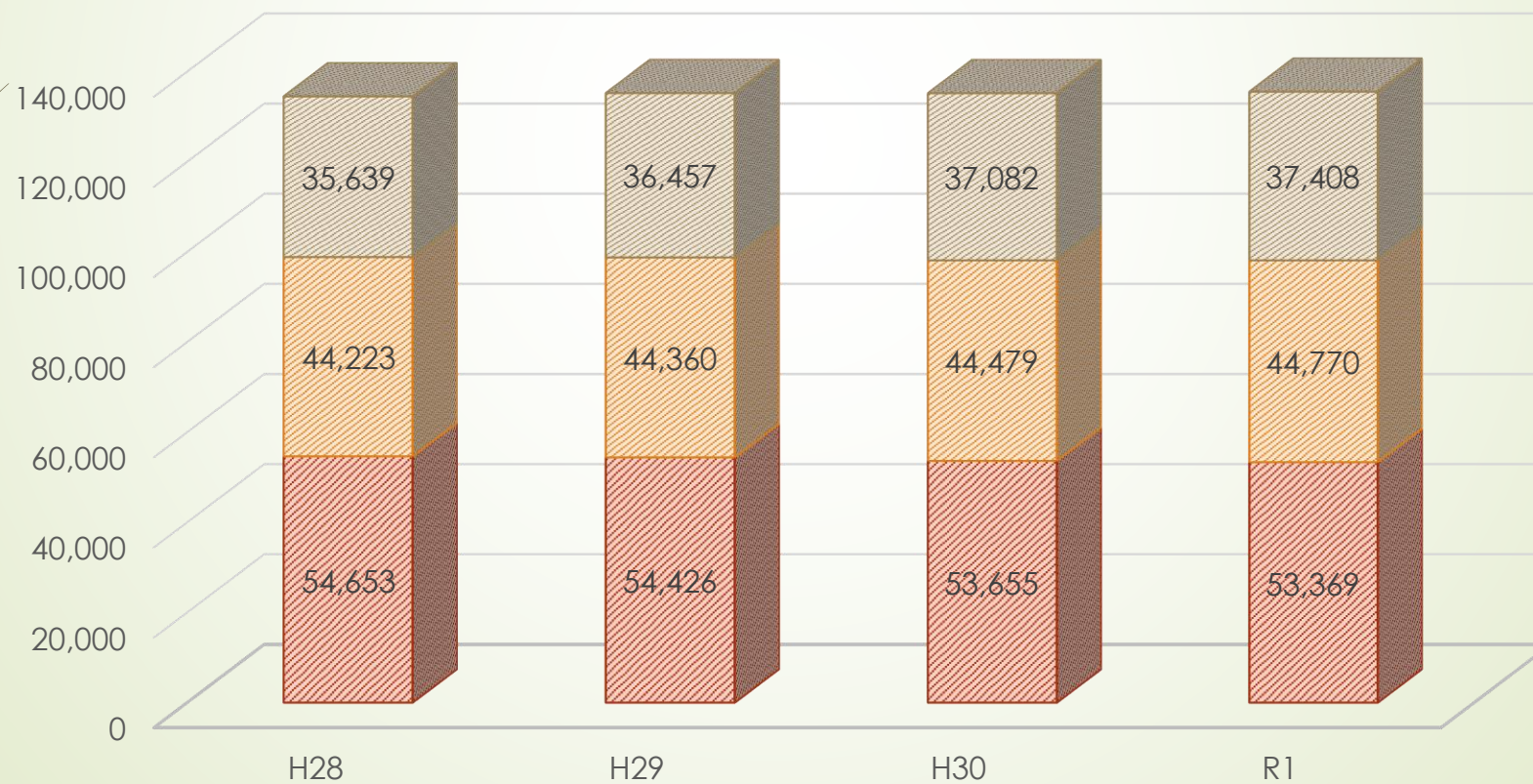
令和元年12月17日

木更津市福祉部高齢者福祉課

本市の現状

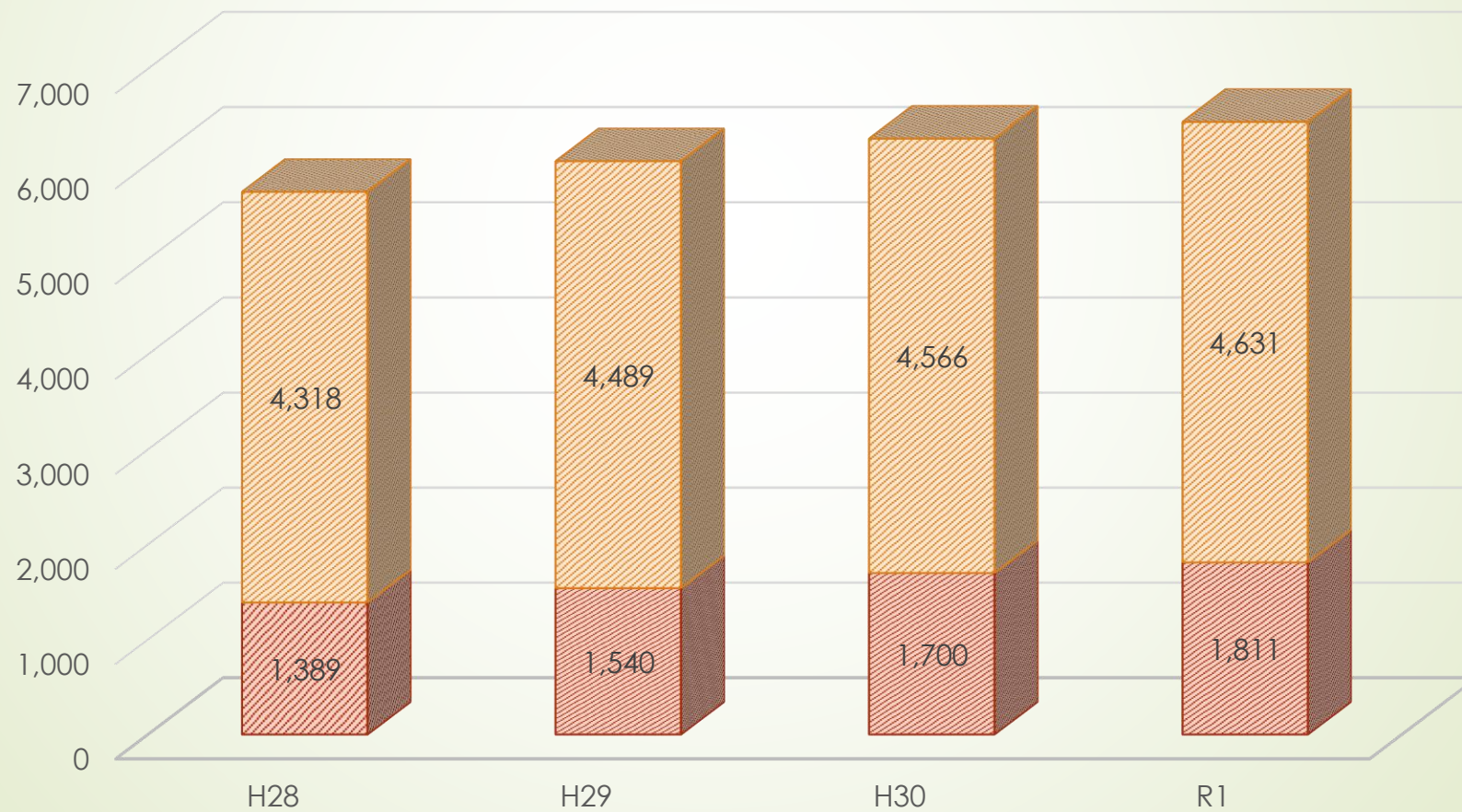
人口推移

0～39歳 40～64歳 65歳以上



要介護認定者等の推移

要支援 要介護



訪問介護相当サービス状況（生活援助）

各地域包括支援センターより資料提供

（令和元年 8 月サービス）

中部地域包括支援センター	1 3 7 人
西部地域包括支援センター	7 1 人
南部地域包括支援センター	7 4 人
北部地域包括支援センター	9 0 人
富来田地域包括支援センター	1 0 人

主な生活援助・・・清掃、買物、調理など

総合事業の構成（訪問型サービス）

厚生労働省の資料より抜粋

			現行の 訪問介 護相当	①訪問介護
介護予防・日常生活 支援総合事業 （新しい総合事業）	介護予防・生活 支援サービス事 業	訪問型サービス （第1号訪問事業）	多様な サービ ス	②訪問型サービスA （緩和した基準によるサービス）
				③訪問型サービスB （住民主体による支援）
				④訪問型サービスC （短期集中予防サービス）
				⑤訪問型サービスD （移動支援）

訪問型サービス（多様なサービス）

厚生労働省の資料より抜粋

基準	訪問介護相当サービス	多様なサービス			
種 別	①訪問介護	②訪問型サービスA （緩和した基準）	③訪問型サービスB （住民主体）	④訪問型サービスC （短期集中予防）	訪問型サービスD （移動支援）
内 容	訪問介護員による 身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の生活援助等	保健師等による居 宅での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要ケースなど	状態を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進			体力の改善に向けた支援が必要なケースなど
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助（助成）	直接実施/委託	訪問型Bに準じる
基 準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者	訪問介護員 （訪問介護事業所）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）	

訪問型サービスAとは

- 旧来の介護予防訪問介護をもとに、「身体介護を行なわないこと」や「訪問介護員等以外の従事者（市指定研修の修了者）によるサービス提供」を本市が創設するサービスです。
- 住民参加型サービスとして、要支援認定者や事業対象者（軽度者）となった方への生活支援サービスを提供するサービス供給主体であるとともに、支えあいの地域社会を構築するうえで必要な仕組みのひとつです。



訪問型サービスAの整備により、新しい担い手を確保できる



事業の効果



利用者

新たな担い手による単価設定により、利用者はサービスに見合った費用負担



事業所

- ・訪問介護を実施している事業所は、身体介護を重点化することで、より単価の高いサービス提供が可能
- ・指定基準が緩和されたサービスにより、ニーズの増加が見込まれ、生活支援の提供が拡大



保険者

利用者の状況に応じた多様なサービスを提供できることにより費用の効率化

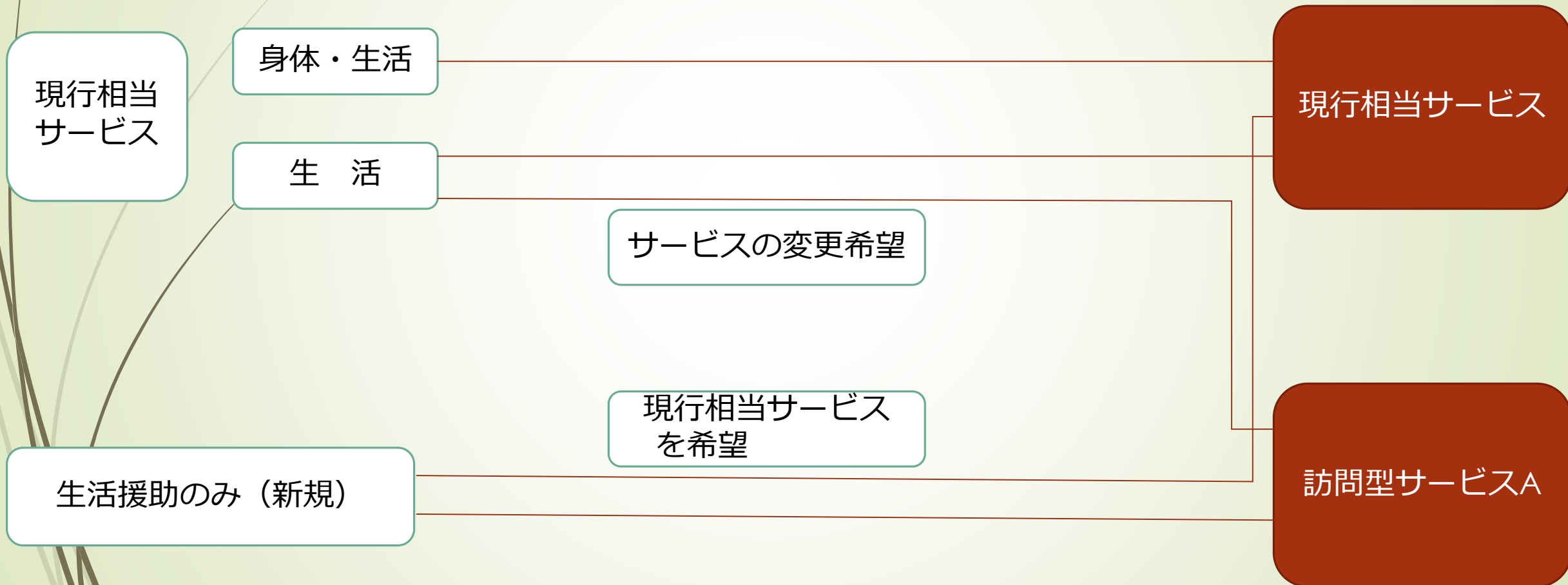
訪問型サービスAの対象者 I

➤ 要支援 1、2 及び基本チェックリスト該当者

- ・ 身体介護が不要で、生活援助サービス（掃除、洗濯など）が必要と判断された方
- ・ 認知機能の低下はあるものの、日常生活に支障がない
- ・ 状態が安定しているケースなど

訪問型サービスAの対象者Ⅱ

➤ 現行相当サービスと訪問型サービスAの振り分けイメージ



単価基準等

	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
報酬	・週1回程度 1, 172単位/月 267単位/回 ・週2回程度 2, 342単位/月 271単位/回 ・週2回超（支援1不可） 3, 715単位/月 286単位/回 ※原則1月当たりの算定 サービスAと同時に利用する場合は、 1回当たりの単価を利用	224単位 ※訪問介護サービスの1月当たりのサービス費の額を超えない範囲で設定すること
加算	・初回加算200単位 ・介護職員処遇改善加算	初回加算200単位
サービス提供時間	時間の定めなし	45分～60分

具体的なサービス

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等についての通知（平成12年3月17日老計10号）より

掃除	・居屋内やトイレ ・卓上等の清掃 ・ゴミ出し ・準備、後片付けなど
洗濯	・洗濯機又は手洗い ・洗濯物の乾燥（物干し） ・洗濯物の取り入れと収納 ・アイロンがけなど
ベットメイク	・利用者不在のベットでのシーツ交換 ・布団カバーの交換など
衣類の整理・被服の補修	・衣類の整理（夏、冬物等の入替え） ・被服の補修（ボタン付け、破れの補修など）
一般的な調理、配下善	・配膳、後片付けのみ ・一般的な調理
買物、薬の受取	・日常品等の買物 ・薬の受取など

事業所の基準

		訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
人員	管理者	常勤・専従 1 以上	左と同じ
	従事者	常勤換算2.5以上 ・ホームヘルパー2級以上 ・介護福祉士	必要数 ・介護職員初任者研修 ・介護福祉士 ・市の研修修了者
	サービス提供責任者	常勤従事者のうち、利用者40人に1人以上 資格：介護福祉士、実務者研修修了者、 3年以上従事した介護職員初任者研修等修了者	常勤の従事者のうち、利用者50人に1人以上 資格不要
設備		事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備、備品	左と同じ
運営		・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・清潔の保持、健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供など	左と同じ

訪問型サービスAの指定にあたって I

必要事項	内 容
定款の変更	・ 訪問型サービスAを行うには定款の変更が必要 ・ 「介護保険法に基づく第一号訪問事業」の記載
運営規定	・ 訪問型サービスAを運営規定に追加又は別途作成 ・ サービスの名称は「訪問型サービスA」
契約書	運営規定と同じ
サービスコード	「A 3」

訪問型サービスAの指定にあたってⅡ

- 指定は、毎月 1 日付けで行います。
- 申請書類の提出期限は、原則前月の 1 5 日まで。
ただし、5 月 1 日から指定を受ける場合は 4 月 1 0 日まで
- 指定有効期間は、指定日から原則 6 年間。ただし、現在指定を受けているサービスとの期間を合わせることが可能。
- 申請書及び関係書類は別途、市のホームページに掲載。
- 申請の窓口は、介護保険課です。

研修

項 目	
実施日 (1回目)	令和2年2月20日(木) 市民総合福祉会館(予定)
研修概要	6時間程度のカリキュラム 生活援助に最低限必要な知識 (総合事業及び訪問型サービスA、高齢者の身体的特徴、認知症、マナーなど)
対象者	訪問型サービスAに従事する意向があり、かつ事業所に勤務する予定のある方
受講料等	無料(事前の申込み必要)



おわりに

本サービスの創設については、訪問介護員等の不足が懸念されるなか、介護人材の裾野を広げるとともに、身体介護を必要とする利用者を重点的に支援する体制の整備などが期待されています。

各事業所の皆様には、ご検討よろしく申し上げます。



ご静聴ありがとうございました

- 質問等はメールで高齢者福祉課へ
E-mail kourei@city.kisarazu.lg.jp